

群馬県佐波郡玉村町議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

玉村町は、平成18年に住民・町・議会の果たすべき役割と責務を明確に示した「自治基本条例」を制定した。この条例は、平成16年12月定例議会において、議会が住民参画と協働のまちづくりの推進及び大幅な行財政改革の必要性を提案したことがきっかけとなり、約2年の検討を重ね、平成19年4月に施行された。

この自治基本条例に示されている議会の役割と責務は、「議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された玉村町の意味決定機関であり、住民の意思が町政に反映されることを念頭において活動する。」「議会は、行政活動が民主的かつ効率的に行われているかを、住民の立場に立って調査し、又は監視し、町の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努める。」「議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努める。」「議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努める。」である。

玉村町議会は、議会基本条例を制定していないが、自治基本条例に基づき、常に議会改革を意識し、情報公開の推進や、さまざまな行政課題についての調査・研究に積極的に取り組んでいる。請願・陳情の提出者から意見を聞く機会の設定、政策提案能力を高めるため、行政職員と同じ法制執務研修会や演習形式の研修等への積極的な参加など、知識を高める努力をしている。

2 住民に開かれた議会

玉村町議会は、議会と住民の意思の疎通を図るため、議会広報紙・ホームページの充実を目指している。

年4回全戸配布している議会広報紙では、議会の活動状況（定例会・臨時会の審議内容、一般質問、委員会活動、請願・陳情の審査内容、ほか調査事項・議会の解説など）を、議員が編集委員となり自ら住民に周知している。住民にわかりやすく伝えるため、平易な文章や用語解説を心がけ、レイアウトも工夫している。また、議案に対する議員個別の賛否を公開し審議結果を明らかにするなど、責任ある広報紙づくりに努めている。

議会広報紙の全戸配布だけでなく、対外的に更なる情報提供を行うため、議会情報をホームページで公開している。定例会・臨時会の日程をはじめ、提出議案・一般質問内容を事前に公開し、議会への関心を高める努力をしている。また、会議録や議会広報、傍聴の案内、請願・陳情の提出方法、議長交際費の支出基準・使用内容などを公開し、議会情報を住民に伝える努力をしている。

議会広報紙は、旬の議会情報をお知らせするため、議会閉会后1ヵ月以内の発行を実施している。また、ホームページについても、最新情報を早急に発信するため、業者への作成委託等を行わず、議会事務局が作成・管理している。

議会と住民が直接対話する場として、行政区の代表である区長及び農業委員との懇談会・意見交換会を毎年行い、定期的に議会の活動報告を行っている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

東日本大震災の被災地に対し、日本赤十字社群馬県支部を通して、義援金を贈った。義援金は、全議員（16人）の募金によるものであり、半年間にわたり、計8回（総額192万円）を贈った。